中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年6月30日

> 佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第71号

(委任)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年佐賀県規則第46号)の一部を次のように 改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保 護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第 4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条から第 37条まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77 条第2項、第80条及び第81条に規定する知事の支援給付の決定及 び実施に関する事務は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める保健福祉事務所長に委任する。

(1)~(5) 略

(支援給付決定の通知等)

第6条 保護法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を 含む。)及び第25条第2項の書面は、支援給付決定通知書(様式 第19号)又は支援給付申請却下通知書(様式第20号)によるもの とする。

2 略

(検診の命令等)

第7条 保健福祉事務所長は、保護法第28条の規定により要支援者 に対して検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書(様式 (委任)

第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保 護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第 4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条から第 37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、 第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに 第81条に規定する知事の支援給付の決定及び実施に関する事務 は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める保健福祉事務所長に委任する。

改正後

(1)~(5) 略

(支援給付決定の通知等)

第6条 保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を 含む。)及び第25条第2項の書面は、支援給付決定通知書(様式 第19号)又は支援給付申請却下通知書(様式第20号)によるもの とする。

2 略

(検診の命令等)

第7条 保健福祉事務所長は、保護法第28条第1項の規定により要 支援者に対して検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書

改正前	改正後		
第22号)を交付しなければならない。	 (様式第22号)を交付しなければならない。		
2 略	2 略		
(調査の依頼)	(調査の依頼)		
第8条 保健福祉事務所長は、保護法 <u>第29条</u> の規定により、官公署 に <u>調査を嘱託し、又は銀行等に報告</u> を求めるときは、調査依頼書 (様式第25号)を送付しなければならない。	官公署に <u>資料の提供等</u> を求めるときは、調査依頼書(様式第25号) を送付しなければならない。		
(扶養の <u>照会</u>) 第9条 略	(扶養の <u>照会等</u>) 第9条 略		
	2 保健福祉事務所長は、保護法第24条第8項の規定により、要保 護者の扶養義務者に対し、保護の開始の決定を通知するときは、 扶養義務者への通知書(様式第26号の2)によらなければならな い。 3 保健福祉事務所長は、保護法第28条第2項の規定により、要保 護者の扶養義務者に対し、報告を求めるときは、報告依頼書(様 式第26号の3)によらなければならない。		
(不服申立て)	(不服申立て)		
第13条 略	第13条 略 <u>(徴収金の納入に充てる旨の申出書)</u> 第14条 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、 徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第31号)によるものとす る。		

様式第13号の別添3及び様式第14号の別添3を次のように改める。

(別添3)

同意書

保健福祉事務所長 様

年 月 日

住所

氏名 印

世帯員氏名

印

私及び私の世帯員は、下記の内容について同意します。

記

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、貴保健福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴保健福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

様式第22号(第7条関係)

略

(注意)

1・2 略

3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項において その例によるものとされた生活保護法<u>第28条第4項</u>の規定 によって、あなたの支援給付申請が却下され、またはあなた に対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があ ります。

4 略

様式第25号(第8条関係)

略

支援給付の決定<u>又は</u>実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

略

牛活保護法

改正後

様式第22号(第7条関係)

略

(注意)

1・2 略

3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項において その例によるものとされた生活保護法<u>第28条第5項</u>の規定 によって、あなたの支援給付申請が却下され、またはあなた に対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があ ります。

4 略

様式第25号(第8条関係)

略

支援給付の決定<u>若しくは</u>実施<u>又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行</u>のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

略

牛活保護法

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない、ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

(1)~(3) 略

改正前	改正後			
	(4) 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は			
	求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定			
	める扶助の状況を含む。以下同じ。)			
	<u>(5) 略</u>			
	<u>2~10 略</u>			
第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定 <u>又は</u> 実	第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定 <u>若しく</u>			
施のために必要があるときは、 要保護者又はその扶養義務者の	<u>は</u> 実施 <u>又は第77条若しくは第78条の規定の施行</u> のために必要			
<u>資産及び収入の状況</u> につき、官公署 <u>に調査を嘱託し</u> 、又は銀行、	がある <u>と認める</u> ときは、 <u>次の各号に掲げる者の当該各号に定め</u>			
信託会社、 <u>要保護者若しくはその扶養義務者</u> の雇主その他の関	<u>る事項</u> につき、官公署 <u>、日本年金機構若しくは国民年金法(昭</u>			
係人に報告を求めることができる。	和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(以			
	下「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しく			
	<u>は資料の提供を求め</u> 、又は銀行、信託会社、 <u>次の各号に掲げる</u>			
	<u>者</u> の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。			
	(1) 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居			
	所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関に			
	おける保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項			
	<u>(被保護者であった者にあっては、氏名及び住所又は居所、</u>			
	健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及			
	び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に			
	<u>限る。)</u>			
	(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、			
	資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であ			
	<u>った者の扶養義務者にあっては、氏名及び住所又は居所を除</u>			
	<u>き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間におけ</u>			
	<u>る事項に限る。)</u>			
	2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済			
	組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実			
	<u>施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあった</u>			

改正前	改正後				
	ときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類 を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。 生活保護法施行令 第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事 項は、支出の状況とする。				
様式第26号(第9条関係)	様式第26号(第9条関係)				
略	略				
1 精神的な支援について <u>精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のや</u> <u>り取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援</u>	1 精神的な支援 <u>(対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のや</u> り取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者				
助以外の対象者への関わりのことをいいます。 略	略				
2 金銭的な援助について	2 金銭的な援助について				
略	略				
金銭により毎月(年) 円を送付 しています。 で略	金銭により毎月(年) 接助の方法・程度 を送付します。 ~ 略				
3 略	3 略				
略 ・ B B B B B B B B B B B B B B B B B B B					

様式第26号の次に次の2様式を加える。

 第
 号

 年
 月

 日

樣

保健福祉事務所長 印

扶養義務者への通知書

あなたの にあたる さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の開始を決定しますので、同法第14 条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知 します。

氏名				
支援給付の開始の申請があった日	年	月	日	

なお、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者とは、当所において 定期的に会っているなど交際状況が良好であること、 扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、 高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

第14条 略

- 2 3 略
- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

牛活保護法

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条 略

- 2~7 略
- 8 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。
- 9・10 略

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

 第
 号

 年
 月

 日

樣

保健福祉事務所長 印

報告依頼書

あなたの にあたる さん(住所)は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を申請して(受けて)いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施等のために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができます。

つきましては、支援給付の決定又は実施等のために必要がありますので、 年

月 日までに扶養義務を履行しない理由について任意の様式で報告していただきますようお願いします。

なお、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者とは、当所において、 定期的に会っているなど交際状況が良好であること、 扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、 高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(担当者)
	(担当者

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 第14条 略

2 • 3 略

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定 の例による。

生活保護法

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第28条 略

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

3~5 略

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の 親族間においても扶養の義務を負わせることができる。 様式第30号の次に次の様式を加える。

様式第31号(第14条関係)

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所

印

氏名

徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により支援の給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品(支援給付費(金銭給付されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴保健福祉事務所と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収 金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と保 健福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、 本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年 月 日

氏名 印

私は、本申出に基づき、 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。